

提 案 理 由 の 要 旨

本日ここに、令和5年第3回市議会臨時会を招集し、提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

○ 議案第50号から議案第52号までは、いずれも、くわどり湯ったり村及びゆったりの家、並びにヨーデル金谷の新たな指定管理者を本年6月1日から指定するためのものであります。議案第50号 令和5年度上越市一般会計補正予算は、これらの施設の管理運営業務委託について債務負担行為を設定するものであり、議案第51号及び議案第52号は、これら施設の指定管理者を、それぞれ指定するものであります。

○ 報告第2号は、3月31日に専決処分いたしました上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正についてであります。

令和5年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、一部が同年4月1日から施行されることを受け、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を延長するほか、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合を定めるなど、所要の改正を行ったものであります。

○ 報告第3号は、3月31日に専決処分いたしました上越市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

令和5年度税制改正に伴う地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることを受け、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったものであります。

○ 報告第4号は、4月14日に専決処分いたしました令和5年度上越市一般会計補正予算についてであります。

歳入歳出予算総額に1億6,166万円を追加し、予算規模を949億5,480万円といたしました。食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける所得の少ない子育て世帯に対して、国の令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費を活用し、児童1人当たり5万円を速やかに給付するため、補正予算を専決処分したものであります。

説明は以上であります。慎重ご審議の上、速やかにご賛同くださるようお願い申し上げます。